

70歳未満の 国民健康保険加入者の皆さんへ

国民健康保険に加入されている70歳未満の方が、入院により自己負担限度額を超えて支払った医療費（月額）は、これまで市に申請することで超えた分（高額療養費）が払い戻されていました。

4月からは、原則入院前に『限度額適用認定証』（課税世帯の方）または『限度額適用・標準負担額減額認定証』（非課税世帯の方）を医療機関に提示することで、支払いが自己負担限度額までとなります。

また、高額療養費委任払い制度を利用されていた方は、4月以降の入院分について『認定証』を提示することにより、委任払いの手続きをすることがなくなります。

◎申請の時期

区 分	申請の時期
4月以降入院される方	入院前
4月以降も引き続き入院される方	4月以降速やかに

◎自己負担限度額

区 分	自己負担限度額
上位所得者（※1）	150,000円（83,400円）（※2）
一般	80,100円（44,400円）（※3）
非課税	35,400円（24,600円）

- ※1 上位所得者とは、基礎控除後の総所得金額などが600万円を超える世帯。
- ※2 医療費が500,000円を越えたときは、超えた分の1%を加算します。
- ※3 医療費が267,000円を越えたときは、超えた分の1%を加算します。
- ※（ ）内の金額は、過去12カ月間に4回以上高額療養費の支給があった場合、4回目以降の限度額。

◎手続きに必要なもの

- ・国民健康保険証
- ・印鑑
- ・標準負担額減額認定証（交付されている方）
- ・前住所地での課税証明書（転入者の方のみ）
- ※外来や複数の医療機関への支払い、『認定証』を提示しなかった場合で自己負担限度額を超えたときは、これまでどおり国民健康保険の窓口で、高額療養費支給申請を行うこととなります。
- ※保険税を滞納している方は、原則申請は認められません。

問い合わせ

国保・年金グループ（☎851771）

交通遺児に育成給付金を 支給する制度があります

自動車事故で交通遺児となられた方の家庭生活を安定させるため、国と民間団体の協力によって（財）交通遺児育成基金が設立されました。この基金に13歳未満の方が拠出金を支払って加入すると、19歳に達するまで育成給付金が支払われます。

▼拠出金（加入時） 0～4歳：700万円、5歳：665万円、6歳：630万円、7～8歳：595万円、9歳：560万円、10歳：525万円、11歳：485万円、12歳～12歳5カ月

※3カ月分まとめて支払われます。
▼その他の給付金 加入者が、小中学校、高等学校に入学するときや就職するときにそれぞれ3万5千円。加入者が19歳に達し、育成給付金の支給が完了するときに完了給付金2万円を支給します。

▼問い合わせ（財）交通遺児育成基金（☎01201613611）

▼育成給付金（月額） 0～5歳満：455万円、12歳6カ月～13歳未満：430万円
3万2千円、6～8歳：4万円、9～11歳：4万5千円、12～14歳：5万5千円、15～18歳：7万円

4月の市立図書館行事

日 時	場 所	行 事 名	対 象
4月7日(土) 13時30分		読み語り『絵本劇場』	幼児、小学生
4月11日(水) 10時30分	市立図書館	おはなしくれよん『わらべうたと絵本の読み聞かせ』	幼児
4月28日(土) 13時30分		おはなしぼけっと『絵本・紙芝居の読み聞かせ』	幼児、小学生

▶参加料 無料

※乳幼児・幼児は、保護者同伴とします。

※6月まで毎週木曜日は19時30分まで開館時間を延長（試行）しています。どうぞご利用ください。

問い合わせ 市立図書館（☎854324）